

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月11日

函館市長 大 泉 潤

#### 函館市条例第41号

函館市水道事業給水条例の一部を改正する条例

函館市水道事業給水条例（昭和34年函館市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第6条および第37条第2項ただし書中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

第40条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第1号中「第16条の2第3項の厚生労働省令」を「第16条の2第3項ただし書の国土交通省令」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。